



許可番号 第 02829050010 号

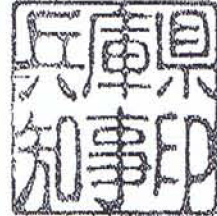
産業廃棄物処分業許可証

住 所 兵庫県南あわじ市福良丙253番地

氏 名 鳥取興業株式会社
代表取締役 鳥取 太一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十四条第六項 の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏



許可の年月日 平成 23 年 5 月 22 日

許可の有効年月日 平成 28 年 5 月 21 日

1. 事業の範囲

中間処理業

(1)中間処理(破砕)

取扱産業廃棄物の種類

- 1. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)
- 2. 紙くず
- 3. 木くず
- 4. 繊維くず
- 5. 金属くず
- 6. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスくずに限る)

以上 6 種類

(3)中間処理(切断)

取扱産業廃棄物の種類

- 1. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)
- 2. 紙くず
- 3. 木くず
- 4. 繊維くず
- 5. 金属くず

以上 5 種類

(5)中間処理(破砕・選別)

取扱産業廃棄物の種類

- 1. 紙くず(石膏ボード廃材に限る)
- 2. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボード廃材に限る)

以上 2 種類

(2)中間処理(圧縮)

取扱産業廃棄物の種類

- 1. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)
- 2. 紙くず
- 3. 繊維くず
- 4. 金属くず

以上 4 種類

(4)中間処理(減容化)

取扱産業廃棄物の種類

- 1. 廃プラスチック類(発泡スチロールに限る)

以上 1 種類

2. 事業の用に供するすべての施設
(裏面に記載の 10 施設)

3. 許可の条件

中間処理の場所は、許可証記載の場所に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成18年5月22日 新規許可
- 平成19年12月11日 変更許可(処理方法・取扱品目の追加)
- 平成21年4月27日 変更許可(処理方法の追加)
- 平成22年12月20日 変更許可(処理方法・取扱品目の追加)
- 平成23年5月22日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

整理番号 第 18002 号